

# 白川村

shirakawa

# 議会だより



(平成27年2月8日 村民・議会議長杯スキー大会より)

## 第5号

平成27年4月13日  
発行

### CONTENTS

3月議会定例会・臨時会の報告… 2	平成26年度 政務活動費の報告 ……………10
3月定例会 一般質問…………… 4	白川村議会基本条例の趣旨及び解説 ……………11・12・13・14・15
議会の予定……………4・5	歴史のとびら…………… 16
白川村議会議会改革特別委員会… 6	編集後記……………16
予算特別委員会の報告……………8・9	



## 白川村

shirakawa village

# 議会広報



## ◆2月議会臨時会

2月議会臨時会は、平成27年2月5日(会期1日)に開かれ、工事請負変更契約2件と平成26年度補正予算1件を慎重に審議し、原案どおり可決しました。

### 工事請負変更契約の締結(2件)

重要文化財旧遠山家住宅保存改修工事  
変更前契約金額 109,080,000円  
変更後契約金額 109,080,000円

### 契約の目的

変更後の内訳は  
平成26年度 22,518,000円  
平成27年度 86,562,000円

### 契約の相手方

白川村平瀬396番地の22  
小坂建設株式会社

### 変更の理由

入札前の計画見直し及び設計監理料入札差金の減額分を繰上げ施工するため。

### 契約の目的

新白川診療所移転新築工事 その2工事  
変更前契約金額 91,152,000円  
変更後契約金額 95,373,720円

### 契約の相手方

白川村平瀬396番地の22  
小坂建設株式会社

### 変更の理由

擁壁上の増加及び室内備品を追加するため。

### 平成26年度補正予算(1件)

白川村一般会計補正予算(第6号)  
除営業務委託の増額による。

## ◆3月議会定例会

3月議会定例会は、平成27年3月10日から3月18日までの会期で開かれ、条例制定3件、条例改正12件、契約締結1件、平成26年度一般・特別会計補正予算8会計、平成27年度一般・特別会計当初予算8会計を慎重に審議し、原案どおり可決しました。

### 条例の制定(3件)

◎白川村立保育園条例の制定  
子ども・子育て支援法施行により、既存保育所(白川村立保育所の設置及び管理に関する

条例)を廃止し、新しい制度に即した条例を制定しました。

### ◎白川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定

介護保険法の改正により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を制定しました。

### ◎白川村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定

介護保険法の改正により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めた条例を制定しました。

### 条例の一部改正(12件)

#### ◎白川村定年前に退職する意思を有する職員募集等に関する条例の一部改正

総務省自治行政局からの通知により、岐阜県市町村職員退職手当組合から必要な整備を求められたため条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村技術伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正

指定管理者が行なう管理運営業務の内容について条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険施行令の改正により条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村国民健康保険診療所条例の一部改正

白川診療所の新築移転による住所表示の変更及び郡上市・高山市と連携し、県北部地域医療センター1による医師の派遣を行なうため、施設名称について条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村介護保険条例の一部改正

白川村第6期介護保険計画による介護保険料の改定と新しい介護予防・日常生活支援総合事業の改正により条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の改正により条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村景観条例の一部改正

景観計画区域内における届出行為の範囲の見直しにより条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村中山間地域農村活性化総合整備事業分担金徴収条例の一部改正

地区名が変更しても対応できる事業名の変更を併せ、分担率の表現について条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村土木事業等分担金徴収条例の一部改正

村道等の分担区分を削除し、条例題名と分担率の表現について条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村下水道条例の一部改正

下水道法の改正により条例の一部を改正しました。

#### ◎白川村議会委員会条例の一部改正

村議会議員定数の1名減に合せた委員定数の減少と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により条例の一部を改正しました。

#### 契約の締結(1件)

##### ◎土地の取得

契約の相手方  
大阪市北区西天満六丁目1番2号  
カワムラ実業株式会社

土地の表示  
白川村大字鳩谷寺尾666番地2 他26筆  
18,568㎡

取得価格  
82,000,000円

#### 平成26年度補正予算(8件)

##### ◎白川村一般会計補正予算(第7号)

補正額56,030千円減額  
(補正後、3,355,496千円)  
主な内容(1千万円以上)

##### 一歳入

国庫支出金のうち、  
土木費国庫補助金の額の確定により、社会資本整備総合交付金46,751千円減額となりました。

県支出金のうち、  
商工費県補助金の額の確定により、岐阜県清流の国地域振興補助金10,000千円減額となりました。

村債のうち、  
借入金の額の確定により土木債16,700千円減額。

##### 一歳出

総務費のうち、  
除雪費等の歳出額の増加に伴い歳出予算の削減のため財政調積金積立金65,000千円減額となりました。

世界遺産パツファゾーン内の寺尾民有土地の購入のため、  
83,022千円を新たに予算計上しました。

商工費のうち、  
踊り街道フェスティバル開催事業の開催を予定していましたが、国の補助金が伴わなかったため中止したことに伴い12,000千円減額となりました。

土木費のうち、  
社会資本整備総合交付金事業の減額に伴い3,210千円減額となりました。

大雪により除雪関係事業32,854千円増額となりました。

#### ◎白川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)事業動定の部

補正額24,488千円増額  
(補正後、222,367千円)  
主な内容(1百万円以上)

##### 一歳入

国民健康保険料のうち、  
一般被保険者国民健康保険料3,700千円減額。  
退職被保険者国民健康保険料1,030千円減額。

国庫支出金のうち、  
療養給付費等負担金2,456千円減額。  
財政調整交付金4,019千円増額。

療養給付費等交付金のうち、  
療養給付費等交付金7,326千円減額  
前期高齢者交付金1,890千円減額  
前期高齢者交付金1,890千円減額  
県財政調整交付金1,000千円増額  
繰入金のうち、  
国民健康保険基金繰入金20,000千円増額

共同事業交付金のうち、  
高額医療費共同事業交付金1,939千円増額  
保険財政共同安定化事業交付金14,187千円増額

##### 一歳出

総務費のうち、  
保険料算定委託料に係る賦課徴収費1,100千円減額。

保険給付費のうち、  
一般被保険者療養給付費26,900千円増額  
退職被保険者等療養給付費5,949千円減額  
一般被保険者高額療養費1,100千円増額  
退職被保険者等高額療養費1,500千円減額

諸支出金のうち、償還金利息及び割引料11,289千円増額  
予備費のうち、予備費2,610千円減額。  
直診勘定の部  
補正額 7,169千円減額  
（補正後、201,693千円）  
主な内容（一百万円以上）

繰入金のうち、繰入金17,545千円減額。  
村債のうち、直診事業債10,000千円増額。

総務費のうち、一般管理費3,470千円減額。  
医薬費のうち、医薬品費4,000千円減額。  
補正額 1,608千円減額  
（補正後、69,851千円）  
主な内容（一百万円以上）

繰入金のうち、繰入金1,792千円増額  
村債のうち、簡易水道事業債3,400千円減額

該当する補正予算なし。  
補正額 1,000千円減額  
（補正後、80,422千円）  
主な内容（一百万円以上）

繰入金のうち、繰入金1,155千円減額。  
該当する補正予算なし。

村債のうち、下水道事業債3,100千円減額。  
出 総務費のうち、施設管理費4,302千円減額。  
施設整備費2,000千円減額

繰入金のうち、繰入金1,000千円増額  
（補正後、202,820千円）  
主な内容（一百万円以上）

平成27年度当初予算（8件）  
繰入歳出それぞれ  
30億8,000万円を計上。

繰入歳出それぞれ  
1億9,300万円を計上。  
繰入歳出それぞれ  
6,400万円を計上。

繰入歳出それぞれ  
7,870万円を計上。  
繰入歳出それぞれ  
2,070万円を計上。

繰入歳出それぞれ  
4億5,220万円を計上。  
繰入歳出それぞれ  
1億8,500万円を計上。

繰入歳出それぞれ  
2,820万円を計上。  
（詳しくは広報しらかわ4月号に掲載）

白川村常勤の特別職員の給与に関する条例の一部改正  
白川村職員等の旅費に関する条例の一部改正  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い条例を改正しました。

教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い条例を改正しました。

指定管理者の指定（1件）  
施設名称  
白川村技術習得施設  
指定管理者  
白川村萩町90番地  
白川郷養蚕研究所  
会長 三島敏樹

指定の期間  
H27年4月1日～H28年3月31日  
平成26年度補正予算（2件）  
白川村一般会計補正予算（第3号）  
補正額100,188千円増額  
（補正後、3,455,684千円）  
主な内容（一千万円以上）

繰入金のうち、繰入金1,000千円増額  
（補正後、202,820千円）  
主な内容（一百万円以上）

3月議会臨時会

白川村議会基本条例の制定について  
議会運営に関する基本的事項を定めるため条例を制定しました。（詳しくはP11～15に記載）

条例の制定（2件）  
教育長の勤務時間等に関する条例の制定  
教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い条例を制定しました。

条例の一部改正（5件）  
白川村課等設置条例の一部改正  
白川村職員定数条例の一部改正  
白川村非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

繰入金のうち、繰入金1,000千円増額  
（補正後、202,820千円）  
主な内容（一百万円以上）



大田 貢 議員

### 旧診療所跡地「身障者・バス乗降所」の建物について 大雪での通行止めについて 新荻町住宅への助成金について

**Q** 旧診療所跡地計画では、身障者・バス乗降所施設が木造の建物となっているが、下田に保管してある合掌造りを移築すべきと考える。また、建物内に白川郷ブランドの特産品だけの販売所を開設し、地域格差をなくせばどうか。

**A** 合掌造りの移築活用につきましては、元々荻町集落に存在した建物を移築・復元することは認められていますが、地区外合掌等の移築は認められていません。従いまして、現段階では下田に保管されている合掌の移築は難しいと判断していません。しかし、部材の活用は可能であるため必要に応じ

検討いたします。また、特産品の販売につきましては、建物の管理体制等が定まっていないので、体制が決定後詳細な検討をしていきます。

**Q** 昨年12月の大雪でR156号線及び東海北陸自動車道が通行止めとなり、人工透析者移動車が富山県からR41号線を利用し透析を受けた。東海北陸自動車道 白川郷ICから飛騨清見IC間はトンネルが多く、通行止めがない対策がとれないのか聞きたい。

**A** 道路を管理していますネクスコ中日本高山保全センターに確認の結果、本線に

は降雨、風速、霧、火災、地震、事故等の通行止め基準は設けていますが、雪に対する基準は設けていないとのことです。雪に対する対策について通行止めが無いように強く要望していきます。

**Q** 空き家購入及び空き家改修には助成金がある。新荻町住宅土地購入においても、遡って助成ができないか。

**A** 現在の分譲住宅地は、インフラ整備を行い1区画約300万円程度と安価に設定されていると考えています。行政としましては、空き家対策と分譲住宅は目的が違っていると認識していただきますので、助成は必要ないと考えています。



3月

March

白川村議会議員月別行事等予定

行事	出席者
2日(月) 議会運営委員会	全員
4日(水) 明生長寿連合会ふれあい研修会	全員
5日(木) 総務産業常任委員会	全員
6日(金) 白川中学校卒業式	全員
10日(火) 平成27年議会定例会(初日)	全員
11日(水) 予算特別委員会	全員
12日(木) 議会改革特別委員会	全員
16日(月) 体育協会ゲートボール大会	5議員
18日(水) 平成27年議会定例会(最終日)	全員
20日(金) 白川村緑地資源開発公社理事会 合掌造り保存財団理事会	森崎副議長 川田議員
24日(火) 白川小学校卒業式	全員
25日(水) 新白川診療所竣工式	議長
26日(木) 共立メンテナンスドミール白川竣工式	高桑議員
31日(火) 国道156号線改良連絡協議会役員会 平成27年第2回議会臨時会 議員懇談会	正副議長 全員



高桑 徹司 議員

地域ブランドの認定及び  
戦略について

Q

平成26年度より本格始動した「地域ブランド開発支援事業」は、村の地域資源を活用した特産品の開発やサービスの向上等、村民が抱いている地域ブランド作りに関する構想の実現に向けた調査・研究・開発に係わる経費の一部を補助する目的で、平成27年度においても引き続き予算計上されている。また、ブランド認定委員会の設置にあたり、村民の有志皆さんも巻き込んだの取り組みは、一定の評価に値するものと感じている。私は、本村における地域ブランドの目的は、世界遺産白川郷という日本固有の知的財産の歴史的・文化的価値を更に高めつつ、村全体の地域活性化に繋げることにあり、人・モノ・金を呼び込む原動力となることによる、地域の持続性のある活性化を目指すものだと考える。

そこで、ブランド認定に係る認証の定義についての考えを聞きたい。

A

村の地域資源を活用し、製造者や生産者の心あふれる創意工夫がなされた商品や昔ながらの伝統的に作られたものを基本とし、村外産品との差別化を図り、製造者・生産者のバックアップをしていくことを目的としています。



Q

地産地消など、日本の中で地域活性化のために発信されてきた言葉は少なくない。本村も同様に地産地消という掛け声の中で、過去に取り組んだ施策もあったと思われるが、残念ながら成熟するには至っていない。「提供するものが揃わない」「場所がない」などの理由があったにせよ、一番足りなかったのは、私は戦略だと思う。事業化に対する生産から販売まで、「しっかりした準備が出来ていた

A

他地域と比較し「白川郷」と言う名のブランドは定着しています。しかし、観光地には「見るもの」「食べるもの」「買うもの」の3要素が必要であると考える中で、村には「見るもの」は十分であるが、「食べるもの」「買うもの」は他の観光地からは劣っていると感じています。そうしたことを踏まえ、村民が主体となり各商品を開発することによって、利益が村内に還元される仕組みづくりが必要であると考えます。



白川村議会議員月別行事等予定

4月

April

2日(木)	飛騨市議会正副議長訪問	正副議長
6日(月)	白川郷学園 入学式	上手議員
27日(月)	議会議員 当選証書付与式	全員
30日(木)	正副議長選出会議	全員

白川村議会議員月別行事等予定

5月

May

7日(木)	平成27年第3回議会臨時会	全員
	村教育総会	正副議長 総務委員長

※統一地方選挙後に行事が確定します。



小坂 安彦 議員

白川郷学園について

Q

昨年12月議会定例会において、川田議員から「小中一貫教育での義務教育の質の向上」と題した一般質問に対し、教育長から国の取り組みと本学園の現状報告がなされ、その中で「本学園にはイジメはない」といった力強い答弁に安堵した。しかし、最近、本学園の保護者がSNSを介し、本学園内について投稿があり、大袈裟な表現をすれば、登



録している全世界の人たちにその内容が伝わってしまったことを耳にした。私自身は、その投稿内容の事実確認はできていないが、先般の定例会における教育長答弁において、「イジメや中1ジャップ」について「子どもたちが、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校で、児童生徒が笑顔で過ごしていくこと」や「先生方の熱意ある情熱によって十分図られている」旨の答弁があった。ある保護者からは、児童生徒の姿勢や行事への取り組みが素晴らしい、また、教職員に対して高い評価をしている保護者が多く、この行動には疑問を感じる。この問題を単なる一人の保護者の「つぶやき」と捉えているのか、それとも何らかの対応があったのか聞きたい。

A



「火の無い所には煙は立たぬ」等のことわざがあるとおおり、何か当事者の方に行動を起させるような事案があったことに対しお詫びを申し上げます。さて、この情報が流された際、学園側には整合性を確認することや当事者・児童生徒・教職員に対するフォローと併せ、その結果を時系列でまとめるよう指示いたしました。その結果、保護者やPTAからは、この事案について何も連絡がないため、このままで良いと判断しています。万が一、今後このような事案がありましても一生懸命対処していきます。

白川村  
議会改革について

議会改革特別委員会

委員長 高桑 徹司

平成27年3月に行われました第1回定例会において、白川村議会基本条例が全議員賛成の中、可決されました。村議会という中で、基本条例を制定しているのは、全国でも1割強しかありません。基本条例を制定した多くの自治体は、市町村合併をした市や町であり、議員定数の削減や議員報酬の増減が目的でありました。私たちは、ここに至るまで5年の歳月を要し研修や議論を重ねてまいりました。白川村の身の丈にあった条例制定を目標に、ふれあい懇談会等で村民の皆様との直接対話の実施をはじめ、定例会や委員会をはじめとした会議についても、厳格な会議運営に努めながら、また、村長の理解も頂きながら一般質問の方法についても改善を図りました。こうした事は、議会と村民皆様との距離を縮めたいと言う想いと、議会の活動をどうやって皆様にお伝えするかとの想いでやって参りました。少し残念だったのは、



上手 英二 議員

## 茅育成事業について みだしま遊歩道について

Q

社会教育費において、村内合掌造り民家の屋根葺き替えに使用する茅の自給率を上げる取り組みの一環として、茅場の再生・造成・育成を行なう事業が予算計上された。私自身も茅屋根を持つ一人として、すぐにも取り組んでもらいたい事業だと思っている。また、当初予算説明では、平成27年度は11,510千円と事業規模も増加しており、行政が茅育成に本腰を入れることに対し感謝している。さて、担当課から、茅の育成場所を牧地区の村有地で実施すると説明があった。その土地は村が現在取り組んでいる企業を誘致するための用地と認識している。一方、村が最近取得した寺尾地区の土地（世界遺産地区バッファゾーンのため乱開発を防ぐ目的で購入）は、付近に茅収納庫もあり、茅

A

刈り作業も容易になるのではないかと感じている。何故、牧地区の村有地で事業実施するのか聞きたい。

現在取り組んでいます馬狩地区の茅育成事業が見込んだ成果を上げることができま

せんでした。そのため、村にある4箇所の茅場造成地を専門業者による調査を行い、結果を基に事業展開することとしました。その中の1箇所としまして、牧地区の茅群生地（2haのうち1ha）を利用し、土壤改良等を行いながら事業を行います。また、寺尾地区につきましては土質的に馬狩地区と類似しているため、適地と判断できないため、



Q

近い将来に向け機械化も含めた検討・研究を行っていただきたいと考えています。

現在、ダム放流時や法面崩壊の危険性から通行止めとなっている「みだしま遊歩道（みだしま公園から旧吊り橋まで）」について、法面保護等の安全が確認されれば通行が可能になるのか聞きたい。

A

平成3年に整備いたしました遊歩道は、みだしま駐車場から遊歩道を利用し、荻町地内に観光に訪れた観光客が迷ってしまった事案や乗用車が歩道を通行し事故を起こしてしまつた事案、そして、ダム放流による崩壊などもあり、現在通行止めとしております。また、河川法による転落防止柵等の設置が不可能であること等の理由により、対応が曖昧になるため、今後も通行止めにした

と考えています。



この1年の間に議会探検隊という議会傍聴のご案内を続けておりましたが、ランチ付きは未だに0人です。しかしながら、議会探検隊の募集以降、傍聴のみでありましたが荻町の佐藤一弘さんが、1番目の議会傍聴者としてお越し下さいました。ありがとうございました。さて、4月の統一地方選挙後は、白川村議会基本条例の下での議会活動がはじまります。7人の顔ぶれは分かりませんが、常に成長を続ける議会改革を基本に、白川村民皆様の為に頑張れる議会であり議員であつて欲しいと思



松井 實 議員

## 平成27年度の 白川村長施政方針を聴いて

Q

去る3月10日新年度予算総額42億230万円という大型予算が計上された。これに関連し、村長より「平成27年度施政方針演説」が行なわれ、厳しい財政状況にあるが、第一に村民の安全安心の確保、未来に向けた重要課題に対応するため、財政の健全化を目指しながら「行財政の選択と集中に配慮した予算編成」ができたものと自負している。と強調されている。更に、成原村政の4ヶ年の取り組みと成果として、①村が保有する基金関係、②借入金の減額関係、③実質公費比率関係と、土木事業等6部門に対する現状報告があり、私たちも一層認識を新たにしている。

A

「住んでいて良かったと思える村づくり」と思える村づくりを目指していきたいと考えています。私のマニフェストにある「後押し行政」「母の目行政」「孫の目行政」の3つの項目を行政として引き続き、推進していきたいと考えています。

Q

平成27年度における6項目の重点方針として、①海外からの観光客の増加予想に対し、マナーの啓発やWi-Fiの環境整備、②白山白川郷ホワイトロードの相乗効果、③荻町合掌造り集落の世界遺産登録20周年記念行事、④白川診療所跡地の再利用方針、⑤旧平瀬小学校舎の活用計画と改修事業、⑥地域おこし協力隊活動と増員趣旨等。例年になく特徴ある重点施策が計画され、これからの村の振興と期待できるが、この点について聞きたい。

平成27年度当初予算については、本年2月5日に執行及び財政担当から全体説明を受けた後、総務課、村民課、基盤整備課、観光振興課、会計室、教育委員会の順に述べ4日間にわたり、各担当課が予算編成を行った全事業の詳細説明を受ける中で、執行の方針、各課長の考え方・職員の予算編成への熱い思いを聞かせて

A

少子高齢化の中で観光事業が急速に伸びてしまっていることが懸念される一方で、円安によるインバウンド（外国人観光客）の増加が期待できるところではあります。二次交通に依存している本村では受け皿をしつかり整えなければ、いずれ廃つてしまう可能性ががあります。世界遺産の冠だけでは通用しない時期に来ていいるのではないかとの思いもしていますので、各種施策を講じ、新しい村づくりに取り組んで行きます。

Q

平成27年度 主要事業として、第6次総合計画の重要施策に位置付けられた7つの基本方針が、掲げられている。この7項目の内、特に村長として喫緊の重要課題として取り組むべき事業とその考え方について聞きたい。

A

喫緊の課題は多くありますが、白川郷は合掌だけでなく自然資源の活用による来訪者の多極化やクアオルト構想、学校教育と地域教育の実践、若者による積極的な村づくりへの参加などに取り組んで行きます。

## 予算特別委員会の報告

予算特別委員会

委員長 新谷 保雄

毎年、当初予算について全議員（8名）で構成する特別委員会を開催し、新年度に向けた予算について審議を行っています。

平成27年度当初予算に向けては、本年2月5日に執行及び財政担当から全体説明を受けた後、総務課、村民課、基盤整備課、観光振興課、会計室、教育委員会の順に述べ4日間にわたり、各担当課が予算編成を行った全事業の詳細説明を受ける中で、執行の方針、各課長の考え方・職員の予算編成への熱い思いを聞かせて





川田 裕 議員

## 地方創生に向けた 取り組みについて

Q

村にとって地方創生の意義は地元の潜在力を引き出すチャンスと捉え、原点に戻って地域を見直す時ではないかと考える。

村長からは「本年は観光の夜明けとなる年として、あるものを活かし、弱い所力を入れる」としている。このことに併せ、地方創生、総合戦略について聞きたい。



また、地方創生は人間創生でもあると思う。総合戦略は人づくりが入らないといけない。住民参加の戦略づくりについて聞きたい。

A  
地域創生は各自治体の独自性を活かした活力づくりをしていくことであり、これは地方の生き残りを賭けた戦略であると思う

**白川村とくとく商品券** (10/21 販売開始)

今話題の家業賞品が当たる抽選券付き

豪華賞品プレゼント!

- ① かわの湯 24名
- ② 多分温泉 24名
- ③ 白川郷 24名
- ④ 五箇山 24名
- ⑤ 2025年10月21日～2026年2月28日

1冊、1万円ですべて...  
**2,000円もおトクです!**

販売期間: 白川村役場 (白川郷) 11月21日(日)開始  
販売場所: 1冊(1,000円券12枚綴り)  
販売期間: 平成26年10月21日～平成26年11月28日  
販売期間: 平成26年10月21日～平成27年2月28日

この広告が掲示されている店舗でご利用できます

に村は国が示す事例は先進的に取り組んでいることが多くあります。今後、地方自治の可能性を開く

ています。しかし、国は独自で頑張っている自治体ではなく、これから新規に事業を展開することに對する支援ではないかとも感じています。国からは各種通達がありますが、既



と言った思いで地方創生を成功させたいと思っています。具体的には、必須の地域商品券の販売は

2年前から実施し、少子化・移住定住対策、婚活等についても積極的に実施して行きますので、今後とも白川村として生きられる施策を講じて行きたいと思っています。

いただきました。その後、全議員により議会としての意見や予算要望をまとめ、行政側に指摘事項として提出を行いました。最終的には、3月10日から開会した議会定例会に「平成27年度の一般会計及び8つの特別会計で総額42億230千円の予算案が上程され、3月11日に最終審議を経て、3月18日に原案どおり可決をいたしました。

この特別委員会は、例年1日目が予算の概要説明、2日目に審議といった短期間での特別委員会でありましたが、昨年からは村民に対する説明責任の重要性を考え、約5日間の長期間の審議といたしました。



なお、詳細な予算につきましては、村発行の広報しらかわに掲載してありますので、ご確認ください。



森崎 敏克 議員

## 財政調整基金について 北陸新幹線開通にあたっての 村の誘客施策について

**Q** 村の財政調整基金は、平成24年度に使われなくなった目的基金を財政調整基金に投入し約20億円に、その後積み増し平成26年12月補正予算段階で25億5千万円に達している。積立基金は悪いことではない。しかし、積立額が適正・妥当かどうかといった検証も必要と考える。地方財政法第7条に、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、生じた翌々年までに、積立または、(地方債へ)繰り上げ償還に充てなければならぬとなつている。また、一般的には財政調整基金の積立額は、標準財政規模の1割が適正と言われており、本村の平成24年度標準財政規模は、約20億2千万円で、その1割は2億2千万円となる。一律に1割を当てはめることは標準財政規模の小さな自治体には無理があるのかもしれないが、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金が2億円以下というのも十分でないと考えられる。しかし、村の平成27年度一般会計予算30億8千万円の80%を超える財政調整基金

は果たして妥当なのか。行政は、財政調整基金の積立額がどの程度適正・妥当と判断しているのか。

**A** 財政調整基金の積立額は各自治体の判断だと思っています。村は経常収支比率から考えましても健全財政であると言えます。また、積立はしていても公共事業は年々増加させ、他事業におきましても積極予算を計上しています。積立額の適正につきましては、私見ではありませんが、基金残高と起債償還残額のバランスではないかと考えています。今後の危険性も無いわけではありませんが、将来計画を見通しても安心してきる財政調整基金を積んでいきたいと考えています。

**Q** 本年3月14日に北陸新幹線が開通した。この開業に伴う時間短縮効果により、北陸圏へ首都圏をはじめとした他地域からの交流人口が大きく増加することが見込まれる。日本政策投資銀行が出した経済波及効果は、推測で、首都圏から石川県への観光客は年30%

約18万2千人増、富山県への観光客は23%、10万6千人増という試算結果となるようだ。金沢・富山両市は、本村からほぼ1時間の距離であり、両市から来訪する観光客の増加に期待するところであるが、そのためには、本村から両市は、約1時間の距離にあることを周知する必要がある。両市からの誘客等については、広域的に取り組んでいることは聞いているが、村独自の首都圏での誘客・周知活動をどの様に展開していくのか。更に、本村には東京都内に2つのアンテナショップがあるが、そのアンテナショップとの連携と誘客活動をどの様に図るのか聞きたい。

**A** 訪れる観光客は多くの観光地を観たいとのニーズがあるため、村単独ではなく、飛騨地域や北陸地域の自治体・各種団体・協議会、そして岐阜県等を中心に首都圏へのPR活動を広域的に実施しています。また、都内で2箇所展開していましたがアンテナショップにつきましては、十分な費用対効果が期待できなかったため閉鎖をいたしました。今後は、都内で展開しています県の施設、JRなどの無料で利用できる施設等を活用してパンフレットを中心としたPR活動を行っていきます。

平成26年度

政務活動費収支を報告します。

白川村議会では、白川村議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、認められた活動に対し、条例で定められた額の範囲内において政務活動費の交付を受けています。

平成26年度の収支報告は左記のとおりです。

交付額 216,023円

(1議員 27,000円

／年×8議員)+預金利息)

支出額

・調査研究費

3,000円

(御殿場茅場視察 手土産代)

・研修費

53,692円

(国会議員訪問 手土産代)

(大津市研修所

テキスト代(3議員))

・会議費

40,000円

(飛騨市議会交流会 講師謝礼)

(飛騨地域議員研修 講師謝礼)

計

69,692円

※交付額ー支出額＝

119,331円は

一般会計へ戻入しました。

以上が報告となりますが、証拠書類(領収書等)につきましては、条例に定めるところにより閲覧が可能です。閲覧を希望される場合は、役場議会事務局までお問い合わせください。

# 白川村議会基本条例の趣旨及び解説

## 第1章 総則

白川村議会（以下「議会」という。）は、地方自治体の本旨を実現するため、二元代表制の一方の機関として、行政機関と競い合い協力しあいながら白川村民（以下「村民」という。）の意思を村政に的確に反映させ、白川村としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

議会が村民の代表機関として、村の発展と村民の福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなっていく。特に、地方分権の時代を迎えて自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる機能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点、争点を広く村民に明らかにすることが求められている。自由かつ達な討論を通して、これらの論点、争点を発見し、公開することは討論の場である議会の第一の使命であり、この使命を達成するため、これからの議会の活動、体制のあるべき姿として本条例を制定する。

議会及び議員は、この条例の定めるところにより、村民の負託にこたえ、存在感のある議会を築くため、使命感を持って職務に取り組み、活力ある地域社会の実現を目指すものとする。

### 【主 旨】

前文は、白川村議会基本条例の経緯や、条例の趣旨をうたったものです。

なお、本条例は、平成27年3月18日第1回定例会において全会一致で可決され、同年4月1日に施行されました。

**（目的）**  
第1条 この条例は、村政についての議会及び村民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって村政の発展に寄与することを目的とする。

**【主 旨】**  
本条は、制定目的を明らかにし、以下の規定の解釈の指針を示すものです。

### （基本理念）

第2条 議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。  
 (1) 村民の代表機関として、村民と情報を共有し、村民の意見を村政に反映させる。  
 (2) 二元代表制の一翼を担う議事機関として、村長その他の執行機関（以下「村長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。  
 (3) 村の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

### 【主 旨】

本条は、議論する議会づくりを通じてより良い政策を実現するための基本的な考え方を示すものです。

### 【解 説】

議会基本条例の目的達成のための基本的な考え方として3つの基本理念を定めます。

(1) 議会は選挙で選出された議員で構成されており、村民の代表として村民の皆さんの多様な意見を集約し村政に反映することが責務です。議会の透明化とともに村民の皆さんへの説明責任を果たし、情報の共有化をすすめる、村民の皆さんとともに歩む開かれた議会づくりをすすめます。  
 (2) 地方自治体はそれぞれ選挙で選出される首長と議会の二元代表制となっています。首長の執行権に対し、議会には議決権、調査・検査・監査請求等の権限が与えられています。自治体の自己決定・自己責任を求めめる地域主権がすすむ中、議会の議決責任はさらに重くなっていることから、議会は、監視・評価機能を強化し、村民の皆さんの意見を考慮した積極的な政策提言を行うとともに、政策立案に取り組みむように努めます。  
 (3) 議会は、条例や予算等の重要事項の決定について村民の皆さんから負託された機関であることから、議決責任を深く認識し、村民の皆さんに村政の説明を行ったり、村民の皆さんの意見を的確に把握するとともに、議員間の積極的な討議を通じて政策決定や政策提言等を行うなど、合議体としての役割を適切に果たします。

## 第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

### 第3条 議会の活動原則

（議会の活動原則）  
 第3条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動をしなければならない。  
 (1) 公平性と透明性を確保するとともに、村民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。  
 (2) 村民の意見を的確に把握して村政に

反映できるよう、村民参加の多様な機会を設けること。  
 (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。  
 (4) 村民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。  
 (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取組むこと。  
 (6) 議員間での討論を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

### 【主 旨】

本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。

### 【解 説】

基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。

(1) 村民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公平性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。  
 (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願、陳情者の意見陳述、村民意見交換会の開催など村民参加の機会を多様に設けます。  
 (3) 村長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。  
 (4) 村の政策水準の向上を図るために、村民の意見を考慮しつつ、村長等に政策の改善や立案を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組みむように努めます。  
 (5) 地方自治体の権限の拡大や村政への村民参加が加速する中、村民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提言が増加してくる状況を踏まえ、村の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中

心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。

(6) 村政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討論を行います。

〔議員の責務及び活動原則〕

第4条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、村民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、村民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

(1) 議員は、村民の代表として村民の意見を的確に把握すること。

(2) 議員は、村政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。

(3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

うために、村政の調査研究に積極的に取り組みます。

(3) 議員は、適切な意思決定や政策提言等の妥当性や説得力を高めるために、議員間の自由討議を徹底して行います。

〔会派〕

第5条 議員は、政策を中心として同志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

〔主旨〕

本条は、会派の定義づけと議会活動における会派の役割等について定めたものです。

〔解説〕

1 会派は、政策を中心として同じ志を持つ二人以上の議員で結成できます。会派は、政策の審査・評価や政策提言等に向けて、村政に関する調査研究や議論を積極的にを行います。

2 議会運営や政策等に関する事項の意思決定に際しては、必要に応じて会派間で意見調整を行い、合意形成に努めます。

第3章 議会と村民との関係

〔広報広聴〕

第6条 議会は、村民への説明責任を果たすとともに村民の意見を村政に反映させるために、議会広報紙等を活用して、情報の発信及び村民の意見の把握に努めなければならない。

2 議会は、本議会を原則として公開し、他の委員会は白川村議会委員会条例に準用する。

3 議会は、議会における審議の内容及び過程を村民に説明するとともに、政策課題について村民と意見交換するたために、村民意見交換会を行なう。

4 前項の村民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

5 議会は、情報の共有及び村民との意見交換を推進するための組織として、広報委員会を設置する。

6 前項の広報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

〔主旨〕

本条は、村民とともに歩む議会づくりを進めるために、村民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

〔解説〕

1 媒体としての議会広報紙や村民意見交換会等を通じて、村政や議会の情報を積極的に提供するとともに、村民の皆さんの意見を可能な限り把握し、村政に反映させていきます。

2 議会活動の透明性を確保し、村民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。

3 村民の意見を反映させた村政を推進するため、議会で審議の様子等をお知らせするとともに、村の政策課題について村民の皆さんと議論を行う場として、村民意見交換会を開催します。

4 村民意見交換会については、村民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。村民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。

5 村民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報誌の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、村民意見交換会等の企画調整等の広報活動を、一

体的かつ専門的に行うための組織として広報委員会を設置します。

6 広報委員会については、広報委員会規程で別に定めます。

〔村民参加〕

第7条 議会は、村民参加の多様な機会を設けるとともに、村民との協働を推進する。

2 議会は、広聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、村民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。

3 議会は、請願又は陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 議会は、必要に応じて村の政策課題について村民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

〔主旨〕

本条は、村民参加の取り組みを定めたものです。

〔解説〕

1 村民の代表機関として、村民皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への村民参加の多様な機会を設けます。

2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、村民の皆さんの意見を、議会の審議や政策提言等に反映させるように努めます。

3 村民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聞いた上で、審議等を行なうこととします。

4 村民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修

会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。

### 第4章 議会と村長等との関係

#### （村長等との議論）

- 第8条 議会は、議会審議における議員と村長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務をはたさなければならない。
- 2 本議会における村長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要求された村長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

#### 【主旨】

本条は、議員と村長等が、緊張感を保ちつつ活発に議論を行うための取り組みを定めたものです。

#### 【解説】

- 1 議会と村長等は、緊張関係を保持しつつ、議論を通じて切磋琢磨し、より良い政策の実現を目指します。
- 2 本会議における質疑及び一般質問においても一問一答方式で行い、論点を明確にし、村民にわかりやすい議論とします。
- 3 議論を充実させることによって、より良い政策を実現するため、議員が政策提言等を行ったり、政策条例案を提出した場合や、議員の質疑及び質問の論点等を確認する場合には、村長等が議員への反問として質疑や質問を行なえるようにします。

#### （議会審査における論点情報の形成）

第9条 議会は、村長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審査を行うため、村長等に対し必要に応じて、

次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策立案の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
- (4) 村民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財政措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、村長に対し、必要な資料の提出を求めるものとする。

#### 【主旨】

本条は、議会が適正な決定を行う前提として、十分な審議を行うために必要な情報の提供を村長等に求めることを定めたものです。

#### 【解説】

- 1 新たな政策条例、著大事業等の重要な政策については、村長等に対し必要に応じて、7つの論点情報を明らかにするよう求めることとします。これらの論点情報は、審議における論点を明確にするだけでなく、論点情報に基づいて執行後の評価を行うことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上に効果を発揮します。
- 2 前項と同様に、審議を深めるとともに、論点の明確化、適正な政策の執行及び政策水準の向上につなげるために、地方自治法第211条第2項及び法第233条第5項に定められた説明資料の提出を村長に求めることとします。

#### （議決事件の追加等）

第10条 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決

事件については、政策立案段階での報告を村長等に義務付けるものとする。

2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【主旨】

本条は、地方分権に鑑み、議会が村民代表としての責任を果たすため、自治体経営の根幹部分に積極的に関っていくことを定めたものです。

#### 【解説】

- 1 地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決事件を追加する件について規定します。法改正により、村の最重要計画である総合計画における基本構想の策定義務付けが廃止され、村長による自治体経営の自由度が高まりました。そのため、村の政策形成において重要な役割を担う議会は、総合計画を構成する基本計画など自治体経営の根幹部分への関与を強めることによって、しっかりとチェック機能を果たしていく必要があります。白川村議会では、総合計画における基本計画等の重要な項目を議決事件として追加するとともに、策定途中での報告を村長等に義務付けることによって計画の策定に参画し、住民代表としての責任を果たしていきます。
- 2 議決すべき事件の追加や、政策立案段階での報告については別条例において定めます。

### 第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

#### （議会の合意形成）

第11条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討論を重ね合意形成に努める。

2 議長及び委員長は、議会が討論する

場であることを踏まえ、議員間の自由な討論を重視した運営に努める。

#### 【主旨】

本条は、議員間での積極的な議論を通じて、議会が合議体としてまとまろうとする意志を示すものです。

#### 【解説】

- 1 合意形成に努めることによって、行政と対峙できるまとまりのある議会をつくることともに、議会による政策提言等の妥当性や説得力を高めます。
- 2 議長及び委員長は、適切な意思決定のための討論が徹底して行われるように、会議において自由な討論を重視した運営に努めます。

#### （政策形成）

第12条 議会は、村長等とともに村の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、村長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、村の政策水準の向上を図るものとする。

2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を村民に明らかにするものとする。

#### 【主旨】

本条は、村の政策水準の向上を図るための議会の取り組みを定めたものです。

#### 【解説】

- 1 政策の立案、決定、執行、評価、改善、立案という村の政策形成サイクルにおいて、議会は、決定・評価という部分を主に担っています。決定の前には「審査」、評価の後には「改善・立案」を行政に求め、「政策提言」を必要に応じて行います。議会の政策提言は、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法であるPDCAサイクルのAction(改善)

善)を促し、自治体の政策水準を向上させるものです。白川村議会では、行政に政策の改善や立案を求めていく政策提言を積極的に行うとともに、政策立案にも取り組むよう努めます。

2 政策提言や政策提案を行った内容については、議会広報誌等の媒体を通じて村民の皆さんへ報告することとします。

〔政策討論〕

第13条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議会全員で構成する議員懇談会を行うものとする。

2 村長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて議員懇談会で合意形成を図るものとする。

3 前項の議員懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

【主 旨】

本条は、村の政策水準の向上を図るために、議員による政策的な議論を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解 説】

1 政策提言や政策提案の内容の質を高めるとともに、村の重要課題について議員間で共通認識を醸成するために、議員全員で政策について討論を行う場として議員懇談会を設定することとします。

2 委員会、会派及び議員が、村長等に政策提言書を提出したり、立案した政策条例等を本会議に提出する際には、その妥当性や説得力を高めるために、必要に応じ、議員全員で討論を行う議員懇談会において合意形

成を図った上で提出することを原則とします。

3 政策討論会については、政策討論会の開催に関する実施要綱で別に定めます。

〔委員会による政策提言〕

第14条 委員会は、村民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、村民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討論を行うものとする。

2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向性及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

【主 旨】

本条は、村の政策水準の向上を図るために、委員会による政策提言を積極的に行おうとする取り組みについて定めたものです。

【解 説】

1 委員会は、政策提言に向けて、村民の意見を考慮した政策課題を設定した上で、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、専門家からの意見聴取等を行なうとともに、政策の方向性について村民、行政、そして議員間で議論を行うこととします。

2 委員会の政策提言については、村

の政策水準の向上につなげるため、政策提言の作成(E)と提言実施(D)と提言事項の予算への反映状況及び執行結果のチェック(C)とチェック内容の次の政策提言への反映(A)のPDCAサイクルで管理することとします。

3 制作提言の検討にあたっては、必要に応じて、地方自治法第109条及び第100条に基づいて参考人や専門的知見を有する者を活用し、委員会の課題分析や提言作成等の能力を補完することとします。

第6章 議会及び事務局の体制整備等

〔組織の見直し〕

第15条 議会は、村民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

【主 旨】

本条は、議会組織のあり方について定めたものです。

【解 説】

多様化する村民の皆さんのニーズや時代の変化に対応できるよう、常に研究しながら組織を改善して行くこととします。

〔政務活動費〕

第16条 村政に関する調査研究活動に対して交付される政務活動費は、白川村議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年白川村条例第17号)に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。

2 会派又は会派に属さない議員は、村民に対して説明責任を果たすため、政務活動費の収支報告等について公開するものとする。

【主 旨】

本条は、政務活動費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。

【解 説】

1 政務活動費に関する事項は、別に条例によって定められています。

2 政務活動費の使途は、村民の理解が得られるものでなければならぬことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを議会広報誌等で公開していきます。

〔議員研修〕

第17条 議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

【主 旨】

本条は、議員の資質の向上を図るための研修について定めたものです。

【解 説】

議員の議案審査や政策提言に必要な能力等を向上させる研修を充実させることにより、地方分権や多様化する村民ニーズに対応した議会活動を行います。

〔議会事務局〕

第18条 議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

【主 旨】

本条は、議会活動を補佐する議会事務局に求められる機能について定めたものです。

【解 説】

議会が、より深い審議・審査、積極的な政策提言や政策立案等を行なえるようにするため、これらの活動を十分に補佐

できる事務局の体制と、事務局職員の議案や政策に関する調査能力や政策立案に必要な政策法務の能力の充実強化を図ります。

**【予算の確保】**  
第19条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、村長に対し必要な予算を確保するよう求める。

**【主旨】**  
本条は、議会関係予算の確保について定めたものです。

**【解説】**  
地方分権の進展、広大な地域といった要因から、広報広聴機能の充実や、議会の審査及び政策提言等の能力向上に必要な予算を確保する必要があります。なお、予算の提案及び執行は、村長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の自己評価及び村の財政状況を勘案しつつ、予算要求段階で十分な調整を行い、必要な予算の確保を村長に求めていきます。

### 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

**【議員の政治倫理】**

第20条 議会は、一部の地域や団体の代表にとどまらない村民の代表であるとともに、村の団体意思を表明するために決議事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。  
2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

**【主旨】**  
本条は、議員としての倫理観と姿勢について定めたものです。

**【解説】**  
議員の政治倫理については、平成16年に施行した「白川村議会議員政治倫理規程」を適用します。

**【議員定数】**  
第21条 議会定数は、白川村議会の議員の定数を定める条例（平成12年白川村条例第2号）に定めるところによる。

2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似町村の議員定数と比較検討するとともに、村政の状況、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、村民の直接請求及び村長が提案する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。

4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、村民及び専門家の意見を聴取するものとする。

**【主旨】**  
本条は、議員定数を変更する際の手続き等について定めたものです。

**【解説】**

委員会又は議員が、議員定数の条例改正議案を提出する際には、人口、面積、財政力及び類似町村の議員定数と比較検討し、村政の現状、財政力、事業課題、将来予測と展望を十分考慮するのはもちろんのこと、村民の皆さんや有識者等の意見を聴取することを規定します。

**【議員報酬】**

第22条 議員報酬は、白川村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和43年白川村条例第8号）に定めるところによる。

2 議員報酬の条例改正議案は、村民の直接請求及び村長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出

する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。  
3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、村民及び専門家の意見を聴取するものとする。

**【主旨】**  
本条は、議員報酬を変更する際の手続き等について定めたものです。

**【解説】**

1 白川村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償は、別に定める条例によって定められています。

2 議員報酬の条例改正議案については、第三者機関である報酬等審議会の答申を受けて村長が提案すること原則としますが、議員報酬の考え方や将来を見据えた議員報酬のあり方等については、議会として調査研究を行います。

3 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正議案を提出する際には、村民への説明責任を果たすために、広く村民の意見や専門家の意見を聴取することとします。

### 第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続

**【評価制度】**

第23条 議会は、議会改革の継続的な取組を進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。  
2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。

3 議会は、第1項の評価に当たって、村民の意見を聴取するものとする。

**【主旨】**  
本条は、継続して議会改革を行なうための取り組みについて定めたものです。

**【解説】**

1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取り組みを進めるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取組みます。

2 議会運営委員会が必要に応じて、評価内容や改善策等について議員全員で協議を行います。

3 村民意見交換会や議会広報誌を通じて、村民の皆さんから議会改革に対する意見を聴取します。

**【見直し手続】**

第24条 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。  
2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

**【主旨】**

本条は、本条例を見直す際の手続きを定めたものです。

**【解説】**

1 前条における評価結果を条例改正等に反映させることにより、常に進化させる条例とします。

2 条例改正の際には、村民の皆さんへの説明責任を果たすため、議会広報誌等を通じて、改正理由などを説明します。



～洋食って何？～

みなさん、こんにちは。今回は、食事に関する歴史のとびらを開けてみましょう。今を生きる皆さんは、ごく普通に美味しいものを食べていますよね？ハンバーガーや牛丼のようなファーストフード(短時間で調理できたり、注文してすぐに食べられる食品)から、麺類・お寿司・焼肉・・・等々に至るまで、日本の食文化は世界に誇れる存在となっています。さあ、私たちが日頃から普通に食べている料理の中で、洋食と呼ばれる食文化は、明治時代にその原型が生まれています。幕末の頃まで日本人は一般的に獣肉食を忌避していました。(但し、山間部等では狩猟による肉食はあった。)しかし、明治政府が国民の体格向上の為に肉食を奨励した事や、明治天皇が自ら牛肉を膳に上せられたという報道により、牛鍋というものが(すき焼きの原型と言われる)流行りました。但し、実際には上流階級の方々が中心であり、庶民が口にするには、あまりに高価であり、洋食が本格的に普及してきたのは、太平洋戦争後のアメリカの小麦戦略により急速に日本の食生活に普及しました。代表的なメニューは、クリームコロッケ、ポタージュ、ビーフシチュー等です。ただ近年においては、単に洋食というのではなくポタージュだとフランス料理、ビーフシチューはイギリス料理と国別に呼ぶようになってます。さて、皆さんの中では西洋料理と洋食は、どのように区別されていますか？「とんかつの誕生～」の著者・岡田哲さんは、「パンと合うのが西洋料理であり、米飯と合うのが洋食」という説を唱えておられます。西洋料理とは、先ほどの国の冠がついたもので、洋食と呼ばれているのは、ポークカツレツ(とんかつ)、カレーライス、カキフライ、エビフライ、オムライス等です。言われてみれば、確かに!って感じではありませんか?白川村の洋食店と言えば「富美や」さんですよ。現在の女将さんは、私と同級生ですが、先代の味を継承しながら現代のエッセンスも取り込み、私たちを楽しませてくれています。無国籍料理とか創作料理とか呼ばれているものがありますが将来、白川郷などの地名が冠についた料理が出ると嬉しいな～と、勝手に思うのですが。現在活躍中の熟練の料理人か、はたまた若き新星の君たちか、私は夢を乗せて歴史の扉その5を終わります。

編集後記
議会改革の一貫として、議会活動を伝えるために「議会だより」の発行を決めました。手探りで始め、少しずつ紙面も見やすくなってきたのかな?と思います。私達議員8人での紙面構成は最後になりますが、この「議会だより」を愛読頂いた読者の皆様をはじめ、文面構成に多大なるご尽力を頂いた、議会事務局をはじめ職員の皆様に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。(高桑徹司)



Table with 3 columns: Name, Position, Term. Lists council members including 宮長坂, 中谷小上, 木中神大, etc.

議会探検隊募集 (議会傍聴です)
白川村を想う気持ちは、みんな熱いです。一般質問で戦う議員を応援しに来て下さい。
日時: 6月定例会議 一般質問日 (6月中旬を予定しております。行政無線等で周知します。)
会費: 1,000円 (弁当・お茶代) 傍聴のみでお帰りの方は、必要ありません。
定員: 先着10名様
締切: 定例会議3日前。但し、議会傍聴のみなら当日となりますが、定員に達している時は、お断りする場合があります。
申込先: 白川村議会事務局まで